

豊橋市長寿祝金支給要綱

(趣旨)

第1条 多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝福するために祝金を支給することについて、必要な事項を定める。

(受給資格者)

第2条 受給資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) その年度の9月15日現在において存命し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) その年度に100歳となる者

(受給資格者の決定)

第3条 市長は、住民基本台帳法に基づき作成された長寿祝金受給資格者調書(様式第1号)により資格の認定をし、支給を決定する。

(支給の取消し)

第4条 市長は、前条により支給を決定した者(以下「受給者」という。)で、その年度の9月14日までに死亡、その他の理由により資格を喪失した場合は、支給の決定を取り消すことができ、既に支給した額を返還させることができる。

(支給金額)

第5条 長寿祝金は、受給者に対して50,000円を支給する。

(支給の時期)

第6条 長寿祝金は9月15日(老人の日)から9月21日までの老人週間中に支給する。ただし、老人週間中に支給が困難な場合は、この限りでない。

(支給の方法)

第7条 長寿祝金は、市長又はその代理者が受給者宅を訪問等して直接支給し、長寿祝金領収書(様式第2号)を徴する。ただし、直接支給することが困難な場合等、やむを得ない場合は、この限りでない。

(支出の方法)

第8条 長寿祝金の支出は、資金前渡の方法による。ただし、前条の規定により、直接支給することが困難な場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第9条 祝金の支給を受ける権利は譲渡、売却し、又は担保に供することができない。

(時効)

第10条 祝金の支給を受ける権利は、支給決定した年度の末日をもってその権利を失う。

(支給の辞退)

第11条 受給者は長寿祝金支給辞退届(様式第3号)により長寿祝金の支給を辞退することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度の豊橋市長寿祝金支給要綱第2条第2項に規定する受給資格者については、大正12年1月1日から大正13年3月31日までの間に出生した者とする。